

医療制度が変わります

後期高齢者医療制度

四月から、現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。
老人医療費を中心に医療費が増大する中、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために創設されたものです。

後期高齢者医療制度は、県内すべての市町村が参加する「岩手県後期高齢者医療広域連合」が運営に当たります。

4つの改正ポイント



対象者は

75歳以上の人
全員



75歳以上の人（65歳以上で一定の障害のある人も含みます）は、全員が対象になります。4月以降は現在加入中の国民健康保険や社会保険などの健康保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に移行します。また、4月以降に75歳になる人は、誕生日の日から対象となります。

保険証は

一人に1枚



対象者には、保険証が一人に1枚交付されます。4月からは、これまでの「医療保険の保険証」と「老人保健法医療費受給者証」に替わり、「後期高齢者医療被保険者証」1枚を医療機関に提示することになります。3月31日時点で75歳以上の人には3月中に保険証を郵送でお届けします。なくさないよう大切に保管しましょう。

医療費は

〈一般〉
1割

〈現役並み所得の人〉
3割



医療機関での費用は、これまでと同じようにかかった費用の1割、現役並みの所得のある人は3割を自己負担します。所得に応じて変わりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。



いつまでも健康で暮らしたい。町地域包括支援センターが実施する介護予防教室。



全員が負担します

後期高齢者医療制度では、被保険者は全員が保険料を負担します。これまで社会保険の被扶養者などで、保険料の負担がなかった人も負担することになります。

保険料は、均等割額の35,800円と所得割率6.62%を合わせた額が年

保険料は

額で、限度額は50万円です。県平均で、1カ月当たり4,000～5,000円です。低所得者については世帯の所得水準によって均等割が7割、5割、2割に軽減されます。

保険料の額は、所得によって異なりますので、詳しいことは役場にお問い合わせください。

年金から天引きされます

年額18万円以上の年金受給者は、保険料が年金から天引きされます。それ以外の方は、個別に納めることとなります。介護保険料と合わせて保険料の額が年金額の2分の1を超えるときは、年金から天引きはされません。

県の平均額

$$\begin{array}{rcccl} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} & = & \text{保険料} \\ 35,800\text{円} & + & 22,633 & = & 58,433\text{円/年} \end{array}$$

※社会保険の被扶養者などで、これまで保険料を負担してこなかった人は、4月から9月までは保険料は徴収されません。10月からの半年は保険料の9割が軽減されます。21年4月から1年間は、均等割額が5割軽減され、所得割はかかりません。

後期高齢者医療制度について、詳しくは岩手県後期高齢者医療広域連合（☎019・606・7500）または住民会計課（内線126）へお問い合わせください。